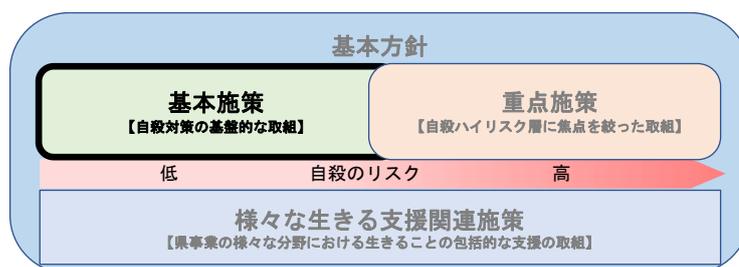


第5章 基本施策

基本施策は、3つの施策群のうち、自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組で構成されています。

県では、自殺対策推進センターが中心的な役割を担って行う「市町村等への支援の強化」をはじめ、以下5つの施策に取り組みます。



《5つの基本施策》

1 市町村等への支援強化と地域のネットワーク構築

住民の暮らしに最も身近な市町村等が、地域の特性に応じた自殺対策を推進できるよう、自殺対策に資する事業に対する技術的支援や助言、人材育成等の支援を行います。

また、自殺対策が最大限その効果を発揮するために、県、市町村、民間団体、企業、県民等が連携・協働・共創し、総合的に対策を推進します。

2 自殺対策を支える人材の育成

幅広い分野の専門家や支援者等に対して、自殺対策に関する研修等を実施し、自殺対策に係る人材の確保・育成を図ります。また、自殺リスクに気づき、必要に応じて専門家につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人材を様々な分野において幅広く養成するための研修等を強化します。

3 自殺対策に関する情報提供・理解促進

自殺に対する誤った認識や偏見を払拭するとともに、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに助けを求めていいという理解を広げるなど、様々な普及啓発を展開します。

4 生きる支援に関する県事業の推進

様々な分野における取組を「生きる支援」につながるものとして広く捉え、それぞれの取組との連携を図りながら対策に取り組みます。

5 効果の進捗確認

この計画の進捗確認のため、ロジックモデルを活用したPDCAサイクルによる進捗管理、評価を行い、必要に応じてこの計画を随時見直します。

背景と課題・施策の方向性

住民の暮らしに最も身近な市町村や地域の民間団体が、地域の特性に応じた自殺対策を推進できるよう、自殺対策推進センターが中心となり、保健福祉事務所と連携して、市町村自殺対策計画策定に必要な支援のほか、自殺対策に資する事業に対する相談支援や技術的助言、人材育成研修、自殺未遂者及び自死遺族等への支援に対する助言等の支援を行います。

また、自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない信州」を実現するためには、県、市町村、民間団体、企業、県民等が連携・協働し、総合的に推進することが必要です。そのため、地域・庁内におけるネットワークの強化を図ります。

施策の展開

(1) 市町村や関係機関への支援と連携

■ 市町村等への支援

○ 自殺対策計画の策定に関する支援

- ・ 自殺対策推進センターにおいて、市町村自殺対策計画の策定や見直しを支援するとともに、その実施における進捗管理や検証等への支援を行います。(保健・疾病対策課)

○ 保健福祉事務所・自殺対策推進センター職員等の講師派遣

- ・ 市町村や関係部局、企業等の民間団体が開催する自殺対策や心の健康づくり、メンタルヘルス対策等に関する研修会や講演会等に、必要に応じて保健福祉事務所の保健師や自殺対策推進センターの職員等を派遣し、自殺やうつ病等の正しい知識を普及します。(保健・疾病対策課)
- ・ 市町村や関係部局、企業等の民間団体が開催するゲートキーパー研修に、保健福祉事務所の保健師や自殺対策推進センター職員等を派遣するとともに、ゲートキーパー養成を行う人材を育成します。(保健・疾病対策課)

○ 自殺対策に資する取組を行う市町村等に対する支援

- ・ 県で実施した取組について、各市町村の状況等を踏まえながら、そのノウハウの提供や普及促進を図ります。(保健・疾病対策課)
- ・ 市町村や民間団体が実施する地域の特性に応じた特に必要性の高い自殺対策事業に対して助成を行います。(保健・疾病対策課)
- ・ 生活困窮者に対する居場所支援を行う民間団体に対して助成を行います。(地域福祉課)
- ・ 弁護士による法律相談や保健師による健康相談のほか、関係機関と連携した包括支援相談を実施します。(保健・疾病対策課)
- ・ 自殺対策推進センターにおいて、市町村等に対して自死遺族等が必要とする様々な支援情報を提供するとともに、自死遺族等への支援について対応困難な事例の相談があった場合には、必要に応じて専門家等と連携しながら適切な指導、助言等の支援を行います。(保健・疾病対策課)

■ 自殺対策に関する地域の連携体制の強化

- ・ 保健福祉事務所において、各圏域の自殺の実態や特性を踏まえ、市町村をはじめとした行政、保健、医療、福祉、教育、労働、法律等幅広い分野の支援者や民生委員・児童委員等に対する自殺対策の基礎的な知識や精神疾患等に関する研修等の実施や、各圏域での自殺対策を議題とする協議会等の開催により、相互の連携体制の強化を図ります。(保健・疾病対策課)
- ・ 地域自立支援協議会における関係機関(福祉サービス事業所、学校、幼稚園・保育所、医療機関、家族会、行政機関等)相互の情報共有、連携強化を図ります。(障がい者支援課)
- ・ 発達障がいの診療技術・対応力向上のためのかかりつけ医研修、関係機関連携強化・対応力向上のための地域連絡会を開催し、発達障がい診療地域ネットワークを整備します。(保健・疾病対策課)
- ・ 発達障がい者支援対策協議会の体制を充実させ、各ライフステージで発達障がいの発見と支援が切れ目なく行われるよう、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連分野の連携強化を図ります。(次世代サポート課、特別支援教育課、保健・疾病対策課)
- ・ 発達障がい者支援センターを「発達障がい情報・支援センター」に改組し、増加する発達障がい児者に対応し、診療・助言ができる専門医・診療医の養成や子どもの成長に合わせた医療・福祉・教育の支援機能を強化します。(次世代サポート課)
- ・ 国が実施の SNS を活用した相談事業への相談者のうち、地域において具体的な対応が必要なケースの支援を行うため、関係機関との連携を図ります。(保健・疾病対策課)

■ 精神科医療とかかりつけ医の連携体制の強化

- ・ うつ病患者の多くが精神科以外の診療科を最初に受診しているといわれることから、かかりつけ医への研修等による自殺及び精神疾患に関する理解の向上及び精神科医とかかりつけ医の連携強化を図ることで、適切な精神科受診を促進します。(保健・疾病対策課)

■ 自殺対策に係る有識者との連携

○ 「長野県自殺対策連絡会議」の開催

- ・ 本県では、自殺予防のための多角的かつ総合的な対策を検討するため、平成18年度(2006年度)に保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の行政機関・関係団体で構成される「長野県自殺対策連絡協議会(令和2年度に「長野県自殺対策連絡会議」に改正)」を設置し、自殺対策の取組成果の報告や県計画の進捗管理・評価の検証等を実施しており、今後も引き続き、県計画に基づく事業についての検証や自殺対策における相互連携の検討を行います。(保健・疾病対策課)

「長野県自殺対策連絡会議」構成団体

信州大学医学部精神医学教室／県精神科病院協会／県医師会／県弁護士会／県経営者協会／
連合長野／県民生委員児童委員協議会連合会／長野いのちの電話／長野労働局／長野産業保
健総合支援センター／市長会／町村会／県消防長会／県臨床心理士会／県看護協会／県司法
書士会／県精神保健福祉士協会／日本精神科看護協会長野県支部／県薬剤師会／県チャイル
ドライン推進協議会／県健康福祉部健康福祉政策課／県民文化部くらし安全・消費生活課／
県教育委員会事務局心の支援課／県警生活安全企画課／県保健所長会／県精神保健福祉セン
ター
(令和4年度)

○ 「長野県子どもの自殺対策プロジェクトチーム」会議の開催

- ・ 本県では、子ども（20 歳未満）の自殺死亡率が全国的に見て高い状況が続いていることから、子どもたちの生きることの包括的な支援を推進するため、平成 30 年（2018 年）に医療・福祉・教育等の行政機関・関係団体で構成される「長野県子どもの自殺対策プロジェクトチーム」を設置し、子どもの自殺の背景及び要因の調査分析やその結果を踏まえた子どもの自殺対策の検討・評価・検証を行っています。今後も子どもたちの生きることの包括的な支援を強力に推進するため、子どもの自殺の要因分析等の活動を充実・強化します。（保健・疾病対策課）

「長野県子どもの自殺対策プロジェクトチーム」構成メンバー

精神科の医師／自殺対策に取り組む民間団体の支援者／子どもの権利擁護等に取り組む民間団体の支援者／子ども・若者の自立支援に取り組む民間団体の支援者／中学校長及び高等学校長（公立・私立）／スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー／児童相談所の児童福祉の専門職員
(令和4年度)

■ 庁内連携の推進

○ 「長野県いのち支える自殺対策戦略会議」の開催

- ・ 県全体で自殺対策を推進するため、知事をトップとし、庁内の関係部局で構成する「長野県いのち支える自殺対策戦略会議」を平成 29 年度（2017 年度）から開催しており、今後も引き続き全庁的な自殺対策を展開します。（保健・疾病対策課）

「長野県いのち支える自殺対策戦略会議」の構成

知事／副知事／企画振興部／総務部／県民文化部／産業労働部／林務部／建設部／教育委員会／企業局／県警／労働委員会事務局／日本財団／NPO 法人ライフリンク／（事務局）健康福祉部
(令和4年度)

○ 庁内連絡会議

- ・ 自殺対策を部局連携で推進するため、様々な生きる支援関連施策など自殺対策に関係する部局による庁内会議を開催します。（保健・疾病対策課）

○ 地域プラットフォームの構築

- ・ 自殺対策をより強力に推進するため、自殺対策を中心となって推進する自殺対策推進センター（精神保健福祉センター）、本庁（保健・疾病対策課）と現地機関（保健福祉事務所）の連携を強化します。（保健・疾病対策課）

背景と課題・施策の方向性

身近な人が異変に気づき、見守ることが自殺対策には重要です。このため自殺のサインに気づき、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人材を様々な分野において幅広く養成できるよう研修等を強化します。

また、精神科医師の不足が精神科医療へのつなぎを困難としている可能性があることから、その人材の確保に努めるとともに、自殺対策に携わる者や「生きることの包括的な支援」に関わる様々な分野の専門家や支援者等が自殺対策に対応できるよう、研修等を実施し、自殺対策に係る人材の確保・育成を図ります。

さらに、地域における関係者間の連携を促進するため、その連絡・調整を担う人材を養成します。

ゲートキーパーの役割

①気づき

家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

②傾聴

本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

③つなぎ

早めに専門家に相談するよう促す

④見守り

寄り添いながら、じっくり見守る

(精神保健福祉センター「ゲートキーパーのためのリーフレット」)

施策の展開

(1) 早期発見・早期対応のためのゲートキーパーの養成

- ・ 「生きる支援」に携わる様々な分野の支援者や、県民と接する機会のある県職員等に対してゲートキーパー研修の実施または受講を推奨します。(保健・疾病対策課、関係各課)
- ・ 市町村等自殺対策関連部署に対し、ゲートキーパー研修の動画データを提供します。(保健・疾病対策課)
- ・ 民生委員・児童委員がゲートキーパーの役割を果たせるよう、民生委員・児童委員向けの研修において、自殺対策に関する研修の実施を検討します。(地域福祉課)
- ・ 身近な人の悩みに気づき、傾聴し、必要に応じて専門機関につなぐことができるよう、市町村と連携して地域の身近な場におけるゲートキーパー研修を充実します。(保健・疾病対策課)
- ・ 子どもの居場所の担い手、民生・児童委員など、子どもと関わる機会が多い大人に対するゲートキーパー研修を推進するとともに、子どもの自殺予防に関する研修会を開催します。また、子ども・若者サポートネット等のネットワークを活用し、子どもの困難さに寄り添うことができるような支援のあり方をともに考える研修会を開催するなど、支援者のスキルアップを図ります。(次世代サポート課、地域福祉課、文化財・生涯学習課)
- ・ 放課後児童支援員に対して、ゲートキーパー研修の受講を促したり、相談先一覧等のリーフレット等

- を配布し、周知を図ります。(こども・家庭課)
- ・ 高齢者と様々な機会で見つかる支援関係者等が、自殺のリスクを抱える高齢者を早期に見つけ、速やかに支援につなげられるよう、各分野の研修等においてゲートキーパー等の自殺対策の基礎的な知識等の情報提供やリーフレット配布による相談先情報の周知を行います。(くらし安全・消費生活課、地域福祉課、健康増進課、介護支援課、保健・疾病対策課)
 - ・ 税金の滞納者は、生活困窮も含め様々な生活上の問題を抱えている可能性があることから、徴収の過程で、そのような問題に早期に気づき、支援につなげるため、税務職員に対してゲートキーパー研修を実施します。(税務課、県税徴収対策室)

(2) 自殺対策に関する人材の確保と資質の向上

○ 精神科医師の確保

- ・ 長野県ドクターバンク事業において、県内での就業を希望する医師に対するきめ細かいコーディネートや、長野県にゆかりのある県外勤務医師への働きかけなどにより、県内で就業する精神科医師の確保に努めます。(医師・看護人材確保対策課)

○ 自殺対策に関する研修等の実施

- ・ 保健福祉事務所において、各圏域の自殺の実態や特性を踏まえ、市町村を始めとした行政、保健、医療、福祉、教育、労働、法律等幅広い分野の支援者や民生委員・児童委員等に対して、自殺対策の基礎的な知識や精神疾患等に関する研修等を実施します。(保健・疾病対策課)
- ・ 様々な分野の「生きる支援」に関連する研修会等の実施に合わせて、その参加者に対する自殺対策の視点を加えた研修の実施や情報の提供等により、「生きる支援」に携わる支援者等の自殺対策に関する資質の向上を図ります。(保健・疾病対策課、関係各課)
- ・ 自殺対策推進センターにおいて、市町村自殺対策担当者や医療・福祉関係者等、自殺対策に中心的に携わる支援者に対して、自殺対策の企画・立案や、自殺未遂者等の自殺のハイリスク者及び自死遺族等への支援・対応方法等についての専門的な研修をオンラインを活用し実施します。(保健・疾病対策課)

○ 関係者間の連携調整を担う人材の育成

- ・ 本計画に基づく自殺対策を確実に実行するため、自殺対策に専任で取り組む人材の確保、育成に努めます。(保健・疾病対策課)
- ・ 自殺対策推進センターにおいて、県自殺対策担当者向けの研修会及び情報交換会を、オンラインの活用等により毎年開催します。(保健・疾病対策課)
- ・ 保健福祉事務所において、自殺対策をテーマとした保健師研修会を開催します。(保健・疾病対策課)

○ 「生きる支援」に携わる支援者の資質向上

- ・ 精神保健福祉センターにおいて、医療、保健、福祉、介護、労働などの依存症患者等に対する支

- 援者の人材の養成を図るため、依存症の特性を踏まえた研修を実施します。(保健・疾病対策課)
- ・ 介護予防事業の実施主体である市町村の介護予防担当者や介護支援関係者に対して、高齢者の自殺やひきこもり・うつ状態の予防に関する情報提供を行うことで知識の向上を図り、高齢者の自殺のリスクに早期に対応します。(保健・疾病対策課、介護支援課)
 - ・ ひきこもり支援センターにて、保健・医療・福祉・教育・就労・介護などの支援者に対して、ひきこもりについての理解、アセスメントや支援方法等についての研修を実施します。(保健・疾病対策課)
 - ・ 乳幼児健診等において発達障がいのアセスメントができるよう、信州大学と連携した研修会の開催等により市町村保健師等の専門性向上に取り組みます。(保健・疾病対策課)
 - ・ 信州大学と連携して発達障がい診療の専門医・診療医等の人材育成に取り組み、診療できる医師の充実による診療・支援体制の強化を図ります。(保健・疾病対策課)



背景と課題・施策の方向性

自殺のリスクを抱えた人を適切な支援につなげるためには、地域・市内のネットワーク強化や人材育成等とともに、県民に対する普及啓発や相談支援機関の情報提供が必要です。

毎年9月10日から16日までの自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間等における、市町村等と連携した集中的な啓発活動の実施、世界メンタルヘルスデー（10月10日）での広報活動等を通じて、精神疾患への正しい理解やメンタルヘルスに関する普及啓発を図るなど、自殺に対する誤った認識や偏見の払拭・啓発に努めます。

また、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに助けを求めているという理解の促進や、悩みを抱えている人の存在に気づき、話を聴き、必要に応じて専門家につないで、見守るという役割（ゲートキーパー）について、県民一人ひとりが理解し、それを実践できるように、普及啓発を展開します。

自殺のサイン(自殺予防の十箇条)

次のようなサインを数多く認める場合は、自殺の危険が迫っていると言われています。

1. うつ病の症状に気をつける(気分が沈む、自分を責める、不眠が続く など)
2. 原因不明の身体の不調が長引く
3. 酒量が増す
4. 安全や健康が保てない
5. 仕事の負担が急に増える、大きな失敗をする、職を失う
6. 職場や家庭でサポートが得られない
7. 本人にとって価値あるもの(職、地位、家族、財産)を失う
8. 重症の身体の病気にかかる
9. 自殺を口にする
10. 自殺未遂に及ぶ (厚生労働省：職場における自殺の予防と対応)

施策の展開

(1) 自殺対策の適切な情報提供と理解促進

① 相談窓口等の適切な情報提供

- ・ SNS やネットによる情報収集や人とのつながりを作ることが多い子ども等が、自殺の方法など自殺関連ワードをネット検索した際に相談窓口を表示するなど、自殺に至る前段階で相談につながる対策を実施します。(保健・疾病対策課)
- ・ 「生きる支援」に関する相談先情報を掲載した「ハンカチ型リーフレット(高校生以上の年代対象)」、「御守り型リーフレット(中学生対象)」を作成し、市町村や学校等を通じて配布します。(保健・疾病対策課)
- ・ 精神保健福祉センターにおいて、配布対象とする年齢層や属性に合わせた支援先を掲載したりリーフレットや啓発動画を作成し、市町村や関係機関を通じて配布します。(保健・疾病対策課)
- ・ 複数の悩みを抱える相談者を適切な支援機関につなげ、事態が深刻化する前に問題の解決を図るため、自殺の要因となる様々な問題に対応する支援者等に対しても相談先情報を掲載したり

ーフレットを配布します。(保健・疾病対策課)

- ・保健福祉事務所において、市町村等と連携して、心の健康に関する相談窓口の情報提供及び研修会や講演会の開催等による普及啓発に取り組みます。(保健・疾病対策課)
- ・自死遺族等が必要とする可能性のある様々な支援情報を取りまとめたリーフレットを作成し、関係機関等と連携して配布します。(保健・疾病対策課)

② 自殺対策の正しい知識・情報の普及

- ・自殺予防週間や自殺対策強化月間中に、街頭キャンペーンの実施や、啓発ポスター等を掲示した庁内展示等により、正しい自殺対策について普及します。(保健・疾病対策課)
- ・自殺予防週間や自殺対策強化月間の時期に合わせて、広報紙「県からのたより」やインターネットなどの媒体を活用して広く県民に正しい自殺対策について普及します。(広報・共創推進課、保健・疾病対策課)
- ・ラジospottやテレビspottで、自殺対策に関連するイベント等の告知や、県内の様々な自殺対策(生きることの包括的な支援)の取組等について普及します。更に、テレビ広報やその他の広報媒体で、自殺対策について特集することを検討します。(広報・共創推進課、保健・疾病対策課)
- ・多くの自死遺族(遺児)等が直面する悲しみや苦しみ、様々な生活上の問題、自死遺族(遺児)等への支援のあり方や課題等を学ぶ機会を、支援者だけでなく広く県民一般に提供できるように検討します。(保健・疾病対策課)
- ・その他、「生きる支援」に関わる様々な機会・広報媒体を活用し、自殺の実態や悩みを抱えた際の対処法、周囲に自殺を考えている人がいた場合にすべきこと等、自殺予防のための普及を行います。(保健・疾病対策課)

(2) 適切な自殺報道の促進

- ・報道機関による自殺報道は、事実関係に併せて自殺の危険を示すサインやその対応方法等、有用な情報の提供により自殺予防に大きな効果がある一方で、自殺手段の詳細な報道や、短期集中的な報道は他の自殺を誘発する危険性があることから、報道機関に対して「WHO 自殺報道ガイドライン」等を周知し、適切な自殺報道に対する自主的な取組を促します。(保健・疾病対策課)

自殺に関する責任ある報道： すぐわかる手引（クイック・レファレンス・ガイド）

《やるべきこと》

- どこに支援を求めるかについて正しい情報を提供すること
- 自殺と自殺対策についての正しい情報を、自殺についての迷信を拡散しないようにしながら、人々への啓発を行うこと
- 日常生活のストレス要因または自殺念慮への対処法や支援を受ける方法について報道をすること
- 有名人の自殺を報道する際には、特に注意すること
- 自殺により遺された家族や友人にインタビューをする時は、慎重を期すること
- メディア関係者自身が、自殺による影響を受ける可能性があることを認識すること

《やってはいけないこと》

- 自殺の報道記事を目立つように配置しないこと。また報道を過度に繰り返さないこと
- 自殺をセンセーショナルに表現する言葉、よくある普通のこととみなす言葉を使わないこと、自殺を前向きな問題解決策の一つであるかのように紹介しないこと
- 自殺に用いた手段について明確に表現しないこと
- 自殺が発生した現場や場所の詳細を伝えないこと
- センセーショナルな見出しを使わないこと
- 写真、ビデオ映像、デジタルメディアへのリンクなどは用いないこと

自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識 2017年 最新版
『WHO 自殺報道ガイドライン』（<https://www.mhlw.go.jp/content/000526937.pdf>）より



背景と課題・施策の方向性

自殺対策は「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすという双方の取組を通じて、自殺のリスクを低下させる必要があります。（第3章参照）

そのため、様々な分野の県事業で進められている「生きる支援」に関する取組を、自殺対策と連携させながら推進します。

施策の展開

(1) 様々な背景を持つ人への「生きる支援」

■ 学校や地域における支援

- ・ 保健福祉事務所において、学校における心の健康づくりや職場におけるメンタルヘルス対策との連携を推進します。（保健・疾病対策課）
- ・ 精神保健福祉センター及び保健福祉事務所において、精神保健福祉相談を継続実施します。（保健・疾病対策課）

■ リスクを抱える人への支援

○ 心身のリスク

▶ 依存症

- ・ 各保健福祉事務所における相談対応に加えて、精神保健福祉センターを相談拠点とし、依存症相談・対策コーディネーターを配置して依存症に関する相談に対応します。（保健・疾病対策課）
- ・ 精神保健福祉センターにおいて、依存症治療・回復プログラム「ARPPS（アルプス）」を活用した依存症当事者及びその家族向けのグループミーティングを開催します。（保健・疾病対策課）

▶ 妊娠・出産に関わるメンタルヘルス対策

- ・ 信州母子保健推進センターが関係機関と連携し、市町村に対する技術研修会、事業運営に関する助言等を行い、市町村における妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制整備を支援します。（保健・疾病対策課）
- ・ 産後うつに関する研修会、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）等の普及及び専門的な助言等を行い、地域における産後のメンタルヘルスに関する支援体制の構築を推進します。（保健・疾病対策課）

▶ がん・難病患者に対する心理的ケア

- ・ がん相談支援センター及び難病相談支援センター等において、患者やその家族等からの相談に対応するとともに、相談員が相談者の自殺のリスクを早期に発見し、必要に応じて他の相談支援機関につなげられるよう、相談員に対して自殺対策に関する情報を提供します。（保健・疾病対策課）

○ 経済的リスク

▶ 消費生活

- ・ 保健福祉事務所において、失業・倒産・多重債務・家庭問題等について弁護士が相談に応じ、併せて保健師による健康相談を行う無料の相談会（暮らしと健康の相談会）を開催します。（保健・疾病対策課）
- ・ 多重債務者の状況に応じた個別の債務整理の方法を助言するため、弁護士会・司法書士会と連携した無料相談会を開催します。併せて、健康相談に対応できるよう、必要に応じて保健師を派遣します。（暮らし安全・消費生活課、保健・疾病対策課）
- ・ 多重債務者の発生を未然に防止するため、高校3年生、大学生、専修学校生を対象に、多重債務に陥らないようにするための留意点等をまとめたリーフレットを配布します。（暮らし安全・消費生活課）
- ・ 消費者トラブル等の啓発に併せて自殺対策に関連する相談先やイベント等の情報を発信します。（暮らし安全・消費生活課）

▶ 労働・雇用

- ・ 能力や適性に応じた個別相談（キャリアコンサルティング）、就職情報の提供、職業紹介のサービスをワンストップで提供する「ジョブカフェ信州」の運営により、若年者の職業的な自立を支援します。（労働雇用課）
- ・ 就職に困難を有する障がい者、母子家庭の母等、中国帰国者、子育て期の女性等に対して、就職相談から就職後の定着支援までの一貫した支援を行い、希望する就業を支援します。（労働雇用課）
- ・ 商工会・商工会議所の経営指導員による経営改善普及事業等に対する支援を通じて、小規模事業者等の振興と安定を図ります。（産業政策課）
- ・ 長野県産業振興機構において、中小企業等からの経営上の様々な課題等に関する相談に対し、ワンストップ体制で対応するとともに、経営環境の悪化しつつある中小企業に対し、地域の関係機関や専門家等と連携して、中小企業が取り組む事業再生を支援します。（経営・創業支援課）

○ 社会的リスク

▶ 犯罪・虐待・DV 被害者、犯罪防止等

- ・ 警察において、初期対応を行う担当職員への研修の実施や、犯罪被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口についてわかりやすく記載した「被害者の手引」の作成・配布のほか、被害者の心情に配慮した事情聴取、カウンセリング等による精神的負担の軽減及び犯罪被害給付制度等の運用による経済的負担の軽減などの支援を行います。（県警警務課）
- ・ ストーカー、配偶者暴力事案等への対応に際し、被害者の生命・身体の安全を確保するため、被害者保護を目的に、一時避難場所を確保します。（県警人身安全・少年課）
- ・ 性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」において、電話相談・面談、病院等への付き添い、支援のコーディネート、産婦人科医療・弁護士への相談・カウンセリングに係る費用の負担等を実施し、被害直後から総合的な支援を可能な限り1か所で提供することで、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、被害の潜在化防止を図ります。

(人権・男女共同参画課)

- ・ 配偶者暴力相談支援センター(女性相談センター及び男女共同参画センター)及び児童虐待・DV24 時間ホットラインにおいて、DV等の被害者に対して相談や関係機関の紹介等を行います。(児童相談・養育支援室、人権・男女共同参画課)
- ・ 女性相談センターにおいて、被害者や同伴者の緊急時における安全の確保と一時保護を行います。(児童相談・養育支援室)
- ・ 児童相談所において、児童虐待相談に対応するとともに、相談支援体制の充実に努めます。(児童相談・養育支援室)
- ・ 児童養護施設や里親等で育った子どもの自立支援にあたっては、自立に関する実態・課題を把握するとともに、児童養護施設等によるアフターケアなどの各種支援を実施します。(児童相談・養育支援室)
- ・ インターネット上の自殺の誘因・勧誘等に係る情報についてサイト管理者等に削除依頼するほか、自殺予告事案を認知した場合に迅速・適切な対応を実施します。(県警サイバー犯罪捜査課)

▶ **ひきこもり**

- ・ ひきこもり支援センター及び保健福祉事務所において、ひきこもりに関する相談に対応するとともに、本人の家族を支援するための家族教室等を市町村等と連携・協力して開催します。(保健・疾病対策課)

▶ **ひとり親家庭**

- ・ ひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、ひとり親からの就業相談への対応や、就業情報の提供、職業紹介等を行うとともに、資格取得のための給付金の支給などにより、ひとり親の就業を支援し、安定した収入の確保を応援します。(こども・家庭課)
- ・ ひとり親家庭の相談支援を行うとともに、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の定着や学習意欲の向上を図るための取組について、支援を行います。(こども・家庭課)

▶ **性的マイノリティ**

- ・ 多様性を認め合う社会づくりに向けて、性の多様性への理解を深めていくため、講演会等の開催、人権啓発センターにおけるパネル掲示などの啓発や相談への対応、県職員に対する研修等を実施します。(人権・男女共同参画課)
- ・ 同性パートナーシップ制度の導入を踏まえ、当事者の日々の生きづらさを解消するための支援施策について、県と市町村により展開し、民間事業者の協力を求めます。(人権・男女共同参画課)
- ・ 本県における各種申請書の不要な性別欄の削除、自由記載の導入等を促進します。(情報公開・法務課、人権・男女共同参画課)

▶ **高齢者**

- ・ 高齢者が抱え込みやすい悩みに対応する相談先を掲載したリーフレットを作成し、高齢者向けのイベントや支援関係者の研修会等を通じて本人や家族、支援関係者等に配布します。(くらし安全・消費生活課、地域福祉課、介護支援課)

- ・長野県長寿社会開発センターにおいて、保健福祉事務所単位(10 学部)でシニア大学を設置し、高齢者の生きがい・健康づくりへの支援及び社会参加活動を促進するとともに、各圏域にシニア活動推進コーディネーターを設置し、関係機関との連携構築、社会貢献を望む高齢者と高齢者の知識や経験を求める企業・団体とのマッチング等により、人生 100 年時代を見据えた高齢者の活動の場の拡大を図ります。(健康増進課)

▶ 外国籍の子ども

- ・日本語指導を行う教員や、相談員の配置、日本語学習コーディネーターの派遣により、外国籍児童生徒への就学・学習・生活支援を実施します。(多文化共生・パスポート室、義務教育課、高校教育課)
- ・県民、企業等からの寄付を財源に、日本語指導が必要な外国籍児童生徒への就学援助等を行う「サンタ・プロジェクト」を推進します。(多文化共生・パスポート室)

○ 災害時

- ・精神保健福祉センターにおいて、自然災害や事故・犯罪などの被災者・被害者やその家族への支援だけでなく、感染症の拡大にともなうメンタルヘルス上の相談にも対応できる研修会を開催し、支援者の支援力向上を図ります。(保健・疾病対策課)
- ・大規模な自然災害や事故災害の発生時における精神保健医療ニーズの増加に対応するため、専門性の高い精神科医療や精神保健活動の支援を行うことができる体制の整備を推進するとともに、平時から、災害派遣精神医療チーム(DPAT)に参加する医師や看護師等の研修を実施します。(保健・疾病対策課)

■ 自殺対策に携わる人や関係者への支援

- ・悩みを抱える人だけでなく、悩みを抱える人を支援する支援者が、対応に苦慮して自らも追い詰められてしまう「共倒れ」を防ぐため、医療従事者、教育関係者、苦情対応者等が心の健康を維持するための取組を推進します。(医師・看護人材確保対策課、地域福祉課、児童相談・養育支援室、保健厚生課)
- ・子ども支援センターにおいて、悩みを抱える子どもだけでなく、子どもの育ちを支える保護者や学校関係者等に対しても、必要な支援を行います。(児童相談・養育支援室)

■ 自殺による影響を受ける人への支援

○ 自死遺族(児)への支援

- ・自殺対策推進センターにおいて、市町村等に対して自死遺族等が必要とする様々な支援情報を提供するとともに、自死遺族等への支援について対応困難な事例の相談があった場合には、必要に応じて専門家等と連携しながら適切な指導、助言等の支援を行います。(保健・疾病対策課)
- ・大切な人を自死で亡くした家族が同様の体験を持つ仲間の中で安心して気持ちを語る体験を通じて心が癒されることを目的として、自殺対策推進センター及び保健福祉事務所において、自死遺族交流会「あすなるの会」を県内5会場(長野、佐久、上田、伊那、松本)で開催します。(保健・疾病対策課)

- ・ 自死遺族等が必要とする可能性のある様々な支援情報を取りまとめたリーフレットを作成し、警察や消防の他、関係機関と連携して配布します。(保健・疾病対策課)

○ **周田の人への支援**

- ・ 身近な人を自殺で亡くした児童生徒等に対して、スクールカウンセラーが心のケアを行います。(心の支援課)

(1) 自殺対策推進計画の進捗管理

○ ロジックモデルを活用したPDCAサイクルによる評価

第4次長野県自殺対策推進計画については、ロジックモデルを活用して策定しています。
このロジックモデルを活用したPDCAサイクルによる計画の見直しを随時行っていきます。

○ 各種会議における報告・評価

この計画の進捗管理のため、「長野県いのち支える自殺対策戦略会議」、「長野県子どもの自殺対策プロジェクトチーム」、「長野県自殺対策連絡会議」において進捗状況を報告します。

また、「長野県自殺対策連絡会議」において計画全体の評価、「長野県子どもの自殺対策プロジェクトチーム」において子どもの自殺対策の取組の評価を実施します。

○ 評価のための情報収集

ロジックモデルにおける指標の進捗状況の把握のため、自殺対策に係る関係者アンケートや関係者への自殺対策ニーズ調査を実施します。